

# 日本の裁判が変わります

裁判員制度 来年5月21日スタート

裁判員制度は、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

国民から選ばれた裁判員6人と裁判官3人の合計9人の合議体で、重大な刑事事件（例えば殺人、傷害致死などの裁判を行います。

国民の皆さんが裁判に参加することによって、法律の専門家ではない人たちの感覚が、裁判の内容に反映されることになります。その結果、国民の皆さんの司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。

国民が裁判に参加する制度は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアなど世界の国々で広く行われています。

## 裁判員に選任されるまでの流れ

10月下旬～11月上旬  
裁判員候補者名簿を作成

裁判員は、選挙権のある人（衆議院議員選挙人名簿に登録された人）の中から、くじにより選ばれ

ます。現在、市町村の選挙管理委員会が地方裁判所に提出した名簿を基に、平成21年分の裁判員候補者名簿の作成を進めています。

11月下旬～12月上旬  
調査票と名簿記載通知書を送付

裁判員候補者名簿に掲載された方には、名簿記載通知書をお送りします。また、裁判員になることができない職業に就いているかどうか（就職禁止事由に当たるかどうか）や、1年を通じて裁判員となることを辞退する申し立ての有無・理由などをお尋ねする調査票を送付します。

調査票を返送していただき、明らかに裁判員になることができない方や1年を通じて辞退事由が認められる方には、裁判所から選任手続期日のお知らせ（呼出状）が届くことはありません。

※法律上、裁判員になることは義務とされていますが、国民の皆さんの負担が著しく大きなものになることを回避するため、法律や政令で辞退を申し立てることができ、事由を定めています。調査票な

どは、裁判員候補者の事情を早期にお尋ねすることにより、無用に裁判所に来ていただくことを避けるためのものです。ご記入・ご返送にご協力ください。

## 事件ごとに候補者を選ぶ

事件ごとに裁判員候補者名簿の中から、1事件当たり50人程度の裁判員候補者をくじで選びます。

## 裁判の6週間前まで 呼出状や質問票を送付

くじで選ばれた裁判員候補者には、選任手続期日のお知らせ（呼出状）や質問票を送付します。質問票では、裁判員になることができない事由の有無、辞退の有無・理由などをお尋ねします。質問票の記載から、明らかに裁判員になることができない方や辞退が認められた方は、裁判所へ来ていただく必要はありません。

## 裁判当日 6人の裁判員を選任

裁判員候補者は、選任手続きが行われる当日、裁判所に来ていた

だき、裁判長が候補者に対し、不公平な裁判をする恐れの有無、辞退の申し立ての有無・理由などを質問します。

最終的に事件ごとに裁判員6人を選任します。通常であれば午前中に選任手続きを終了し、午後から審理が始まります。



広島地方裁判所総務課 ☎082-228-0421

裁判員制度の詳細は、裁判員制度ウェブサイト  
(<http://www.saibanin.courts.go.jp/>)でも紹介しています。